

宮城県が管理する内川、五福谷川、新川の 本復旧を国に要請

～「大規模災害からの復興に関する法律第51条第1項の規定に基づく国土交通大臣への
特定災害復旧等河川工事の代行の要請書」の手交～

宮城県が管理する阿武隈川水系内川、五福谷川及び新川（丸森町）では、令和元年10月の台風第19号に伴う記録的な大雨により、堤防が18箇所で決壊するなど、甚大な被災を受け、令和元年11月5日には国の権限代行による堤防決壊箇所の応急復旧工事が完了しているところです。

引き続き、阿武隈川水系内川等の円滑かつ迅速な復興に向け、本復旧を国が権限代行されるよう、1月30日（木）に宮城県知事が東北地方整備局長に要請します。

【要請書の手交】

- 日時：令和2年1月30日（木） 16:00～
- 場所：東北地方整備局 10F 第3会議室
- 出席者：宮城県土木部長、東北地方整備局長

※取材は可能です。事前登録の必要はありません。

【発表記者會】 宮城県政記者會、東北電力記者會、東北専門記者會

【問合せ先】

宮城県 土木部 河川課長

おおみや あつし
大宮 敦

（直通）022-211-3170

国土交通省 東北地方整備局

河川部 地域河川課 課長

しょうじ かつみ
庄子 克実

（代表）022-225-2171（内線3811）